

議案第100号

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例

大田原市道路占用料条例（平成14年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第35条の規定により同意を得た者」を削り、同条第2項本文中「、又は同意し」を削る。

第4条第1項本文中「、又は同意し」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	360
	第2種電柱		550
	第3種電柱		740
	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		510
	第3種電話柱		700
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	640
	郵便差出箱		270
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	640	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	内径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	内径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	内径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29
	内径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	内径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57

	内径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			76
	内径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			130
	内径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			190
	内径が1メートル以上のもの			380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	640
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			530
	地下に設ける通路			320
	その他のもの			640
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	110
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下別表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	標識		1本につき1年	510
	旗ざお		1本につき1月	110
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
	アーチ		1基につき1月	1,100
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	110

本表に定めのないものについては、その都度市長が定める。

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のう

ち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。